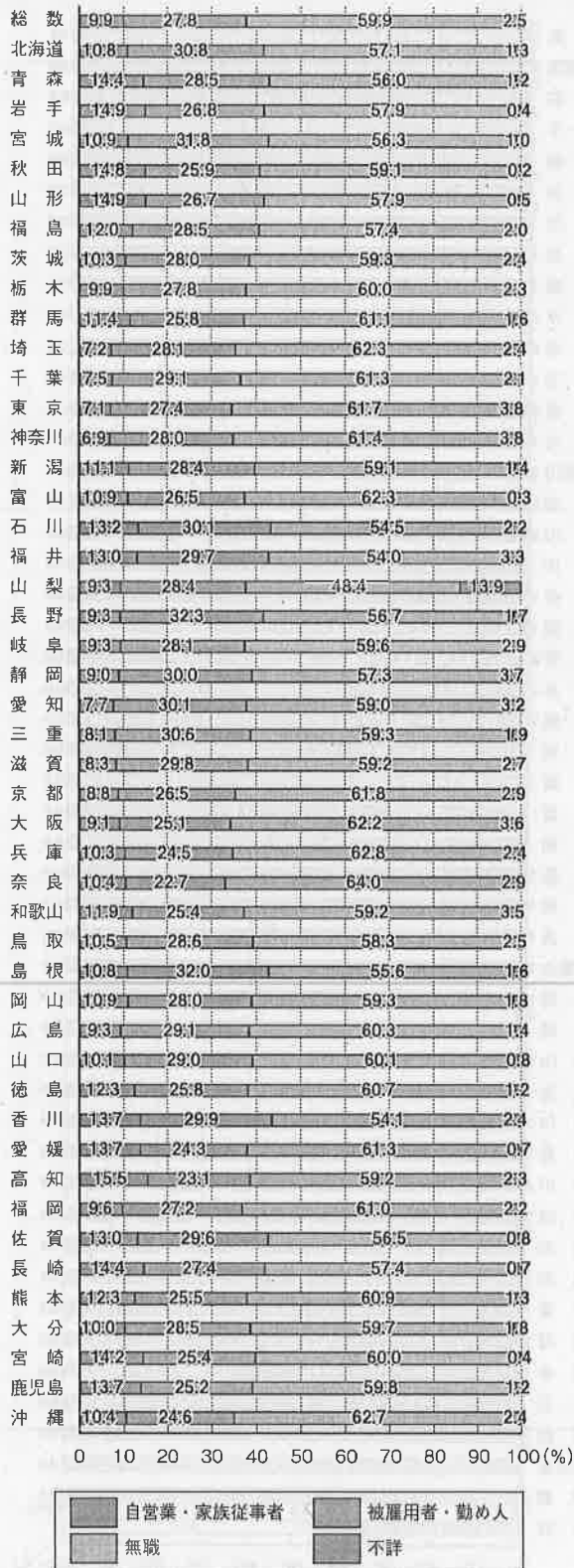
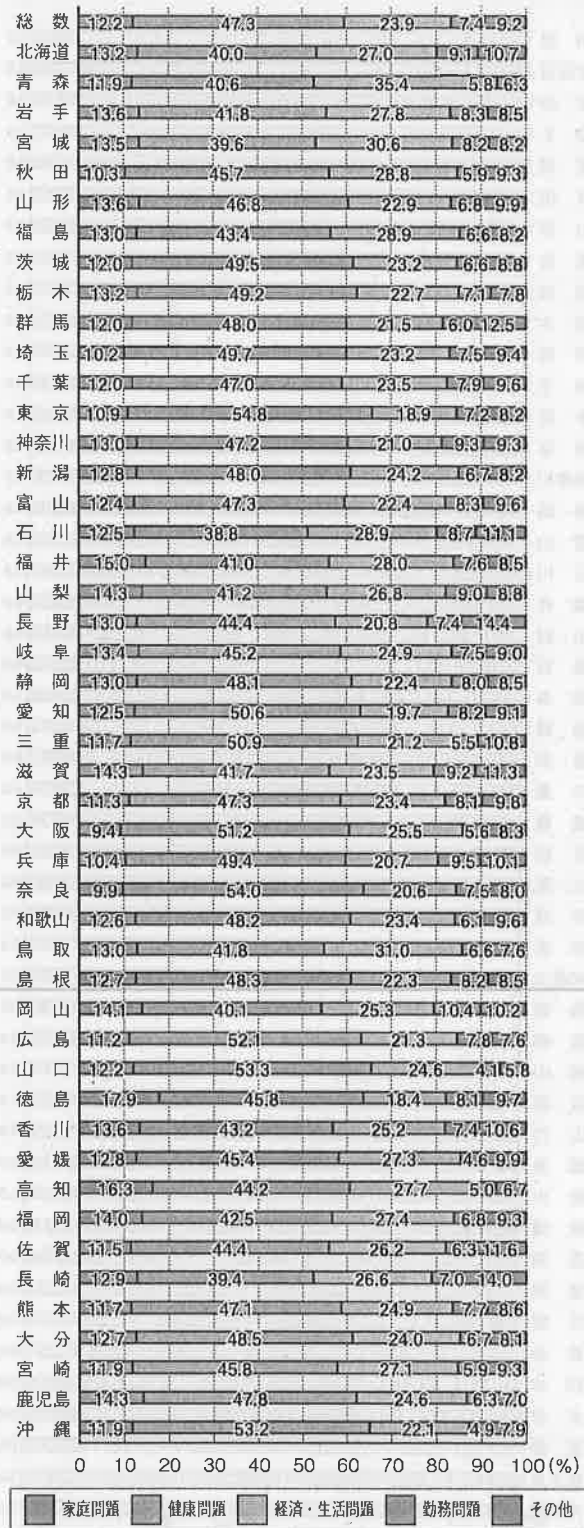


平成19年から21年における都道府県別の職業別の自殺者の構成割合（発見地）



注：平成19年から21年の3年間を合算した数の構成割合である。
資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

平成19年から21年における都道府県別の原因・動機別の自殺者の構成割合（発見地）

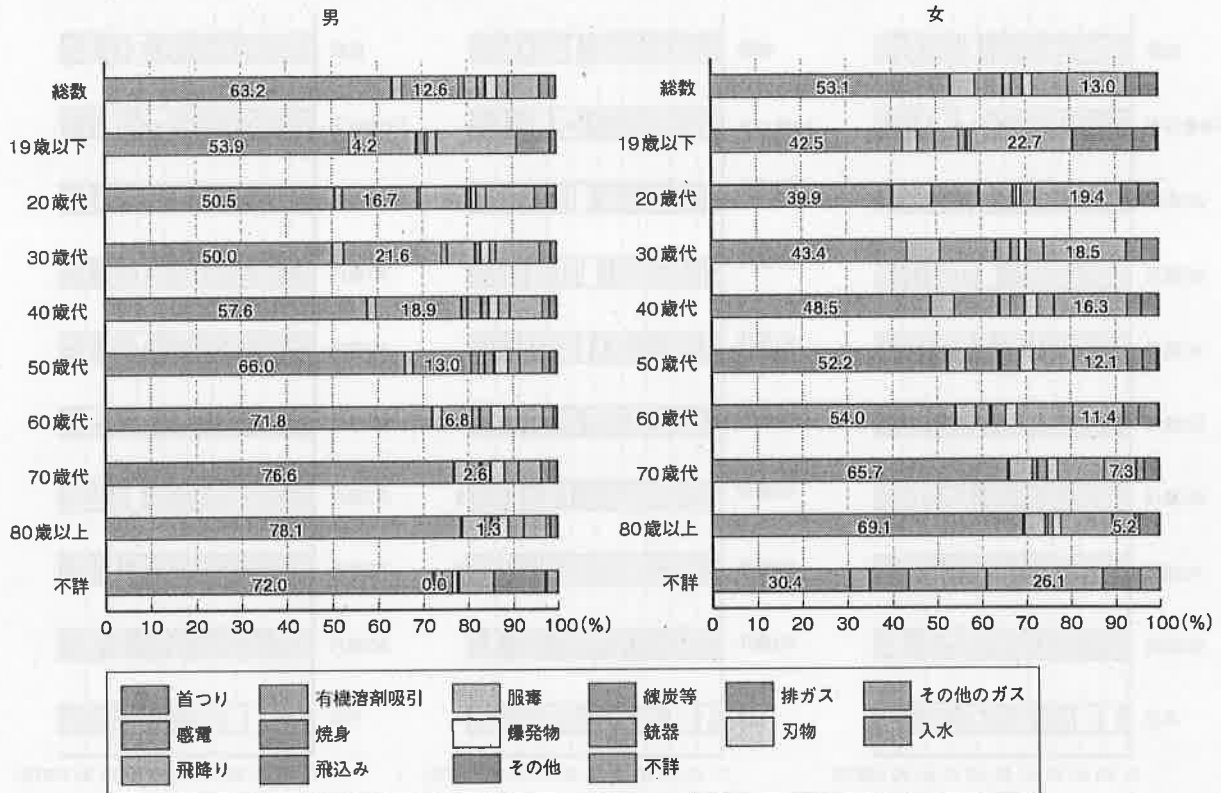


注：平成19年から21年の3年間を合算した数の構成割合である。
遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しない。
資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

9 手段別の自殺の状況

○手段別の自殺の状況をみると、男女とも「首つり」が最も多く、次いで男性については、30歳代～60歳代で「練炭等」が多く、女性については、60歳代以下で「飛降り」が多くなっている。

平成21年における男女別・年齢階級別（10歳階級）・自殺の手段別の自殺者数の構成割合

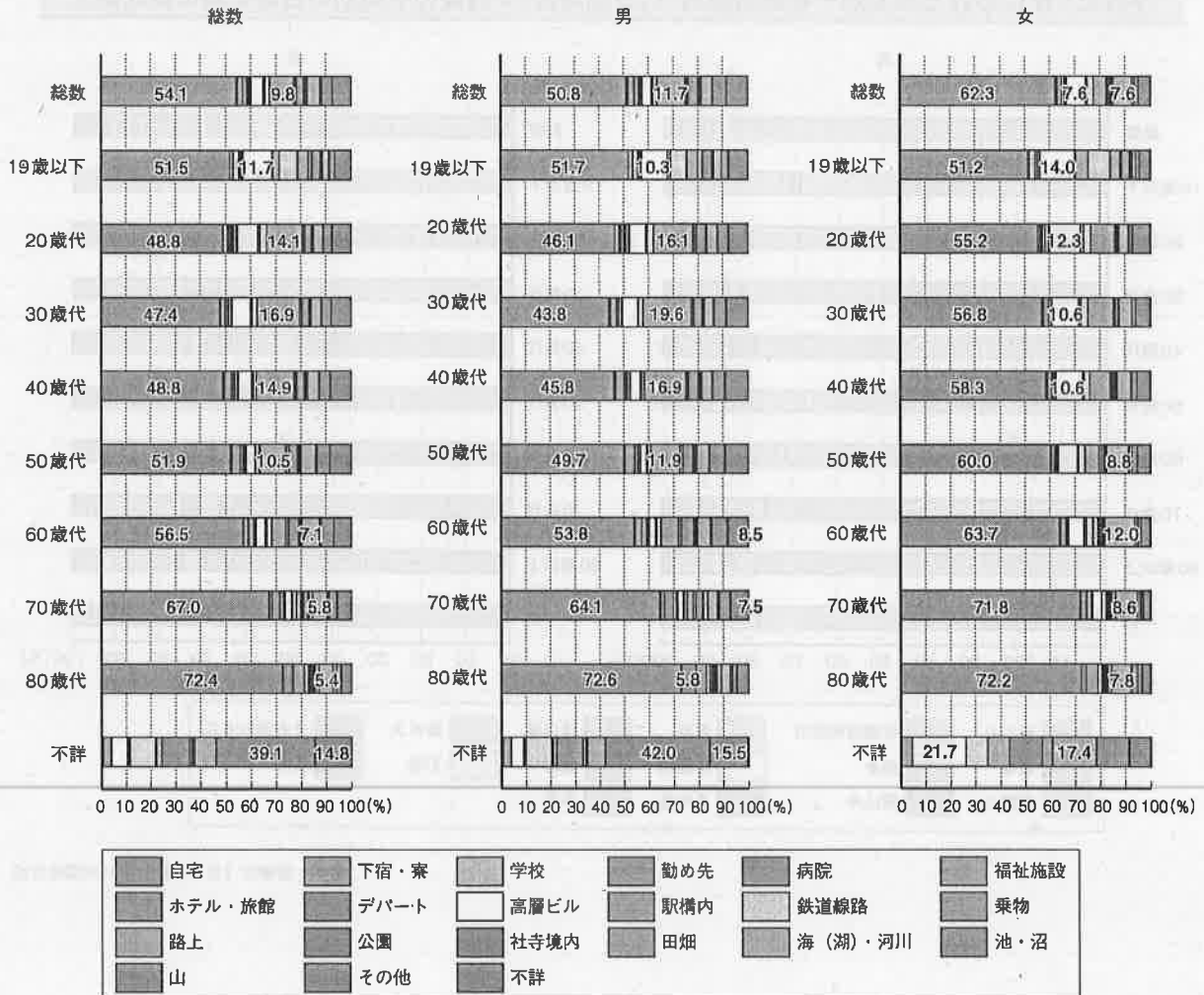


資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

10 場所別の自殺の状況

○総数では、「自宅」が54.1%と最も多くなっており、次いで、「乗物」が9.8%、「海（湖）・河川」が5.4%、「高層ビル」が4.8%、「山」が4.7%を占めている。

平成21年における男女別・年齢階級別（10歳階級）・自殺の場所別の自殺者数の構成割合

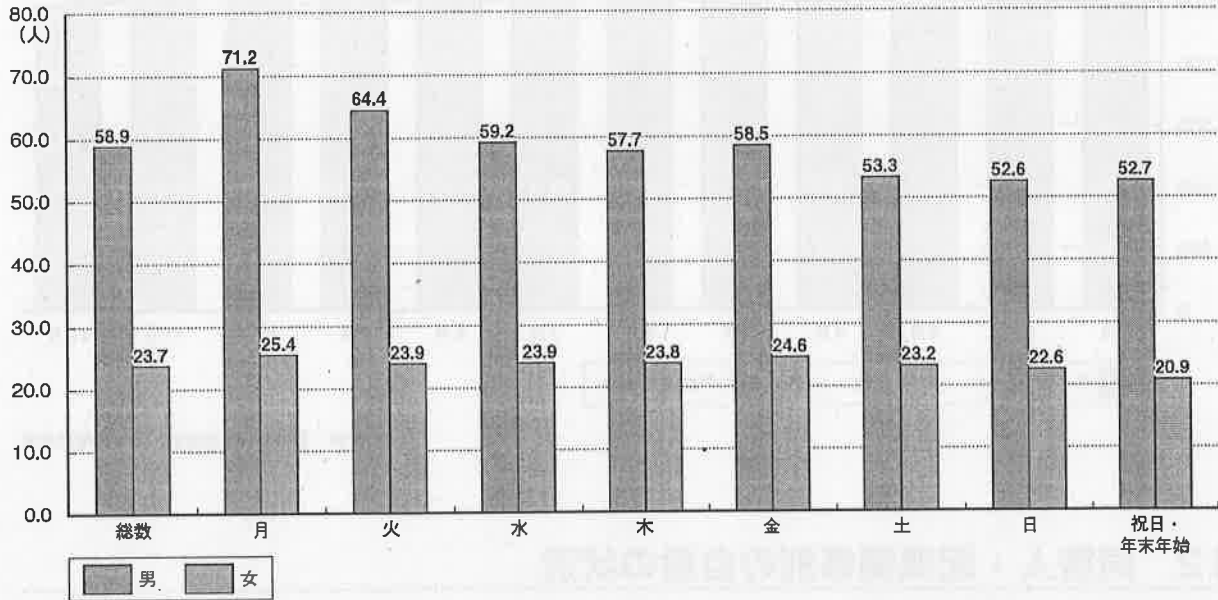


資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

11 死亡曜日・時間・月別の自殺の状況

○死亡曜日別一日平均自殺者数について人口動態統計によれば、「月曜日」（男71.2人、女25.4人）が最も多く、少ないのは「日曜日」(男52.6人、女22.6人)及び「祝日・年末年始」(男52.7人、女20.9人)となっている。

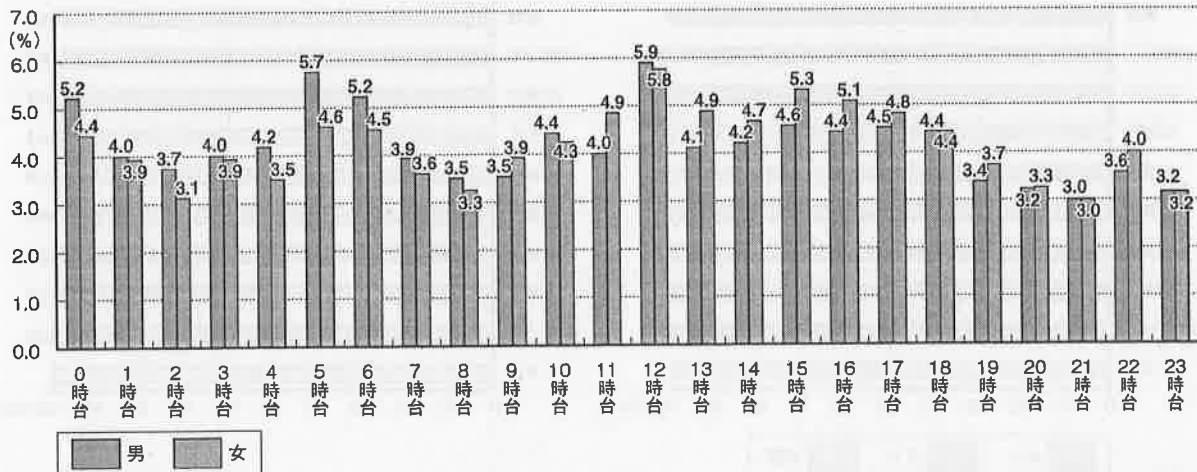
平成20年における死亡曜日別の一日平均自殺者数



資料：厚生労働省「人口動態統計」（再集計）

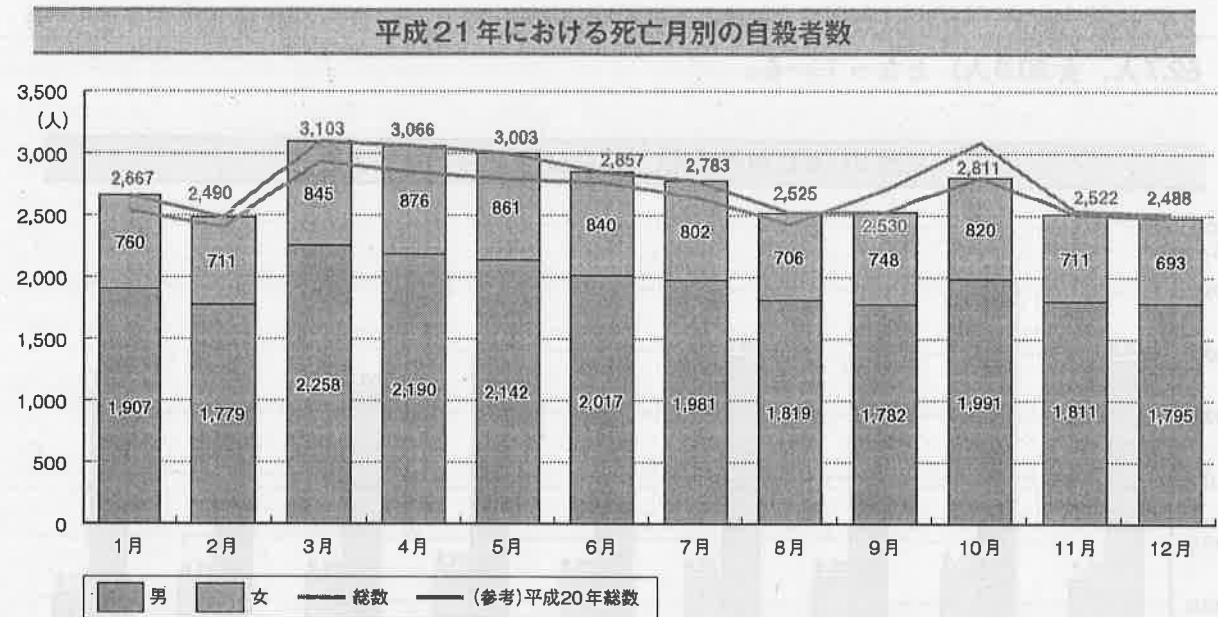
○男女別の死亡時間別の自殺者数の構成割合をみると、男女ともに「12時台」が最も多い。

平成20年における死亡時間別の自殺者数の構成割合



資料：厚生労働省「人口動態統計」（再集計）

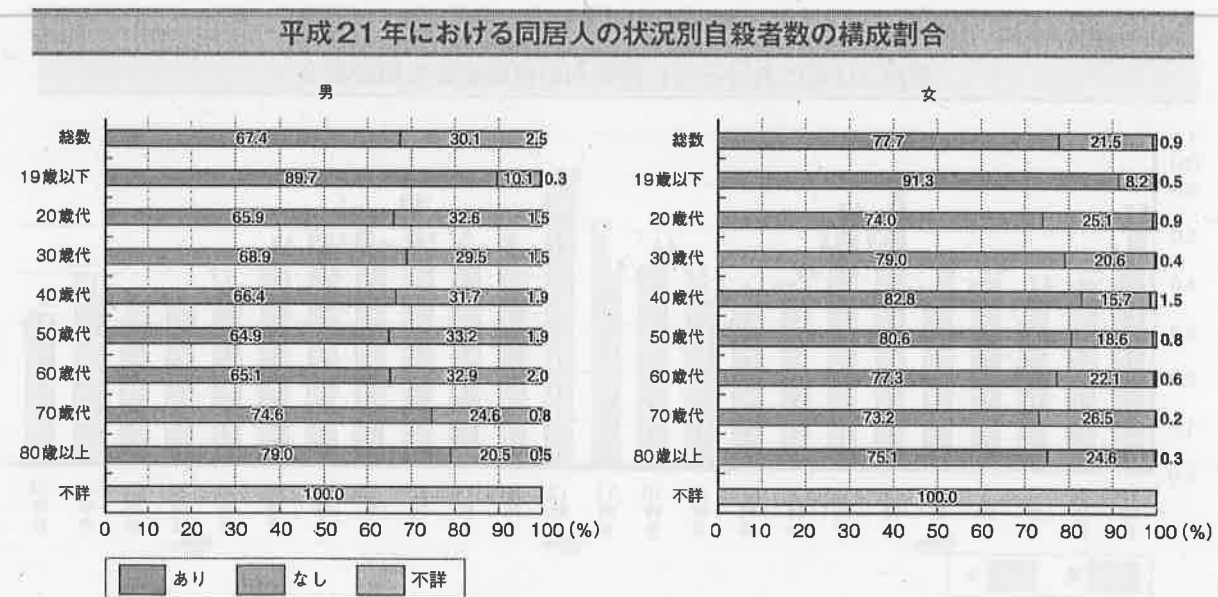
月別の自殺者数をみると、総数では「3月」が最も多くなっている。また、例年3月の自殺者数が一番多い傾向がある。



資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

12 同居人・配偶関係別の自殺の状況

○平成21年における同居人別の自殺の状況について自殺統計によれば、男女とも、全ての年齢階級で、同居人が「あり」が多くなっている。



資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

○平成17年における配偶関係別の自殺死亡率の状況をみると、男女とも、「有配偶者」は全ての年齢階級で各年代別の総数よりも低くなっている一方、「未婚」、「死別」、「離別」は各年代別の総数よりも高くなっている。特に、40歳代及び50歳代の男性の「離別」が高くなっている。

平成17年における配偶関係別の自殺死亡率（配偶関係別人口10万人当たり）の状況

男

年齢階級	総数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
総数	42.4	28.3	34.6	49.9	60.6	45.2
有配偶者	32.6	15.2	17.3	32.5	43.2	34.7
未婚	40.9	29.9	48.2	75.5	98.4	101.1
死別	87.0	—	—	111.9	124.2	81.9
離別	202.8	148.1	199.7	228.1	231.2	163.3

女

年齢階級	総数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
総数	14.8	12.9	12.8	12.7	15.1	18.7
有配偶者	10.9	6.6	6.6	9.1	12.1	14.4
未婚	14.8	14.0	20.8	21.2	28.1	23.9
死別	24.3	—	78.7	31.0	23.0	23.9
離別	35.1	48.2	46.1	35.8	32.3	28.6

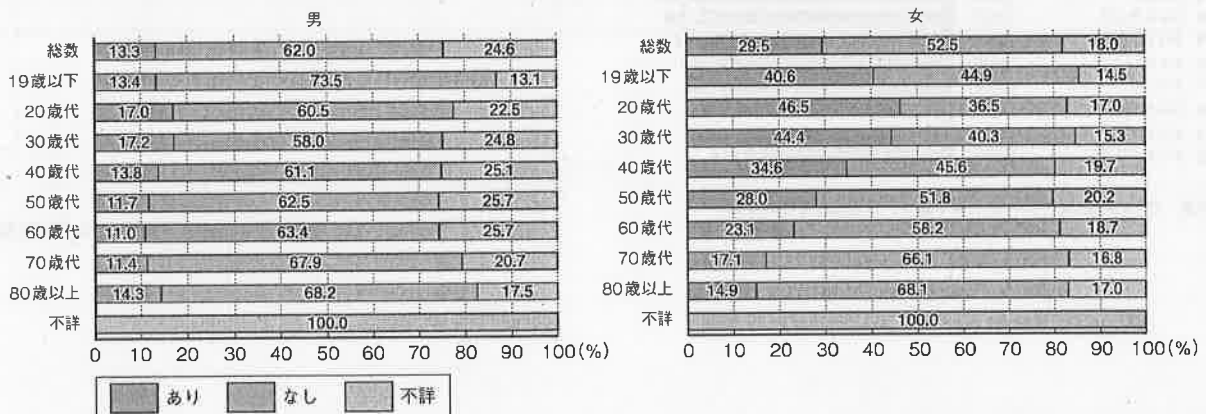
注意：総数には15～19歳及び年齢不詳・配偶関係不詳を含む。

資料：厚生労働省「人口動態統計」（再集計）

13 自殺未遂の状況

○平成21年における自殺者の自殺未遂歴の有無について自殺統計によれば、全ての年齢階級で、自殺未遂歴が「あり」の者の割合は、女性が多くなっている。特に、女性の30歳代以下は、40%以上の者が自殺未遂歴が「あり」となっている。また、男女とも、自殺未遂歴が「あり」の者の割合は20歳代が最も多く、30歳代以降は年代が上がるにつれてその割合が小さくなっている。

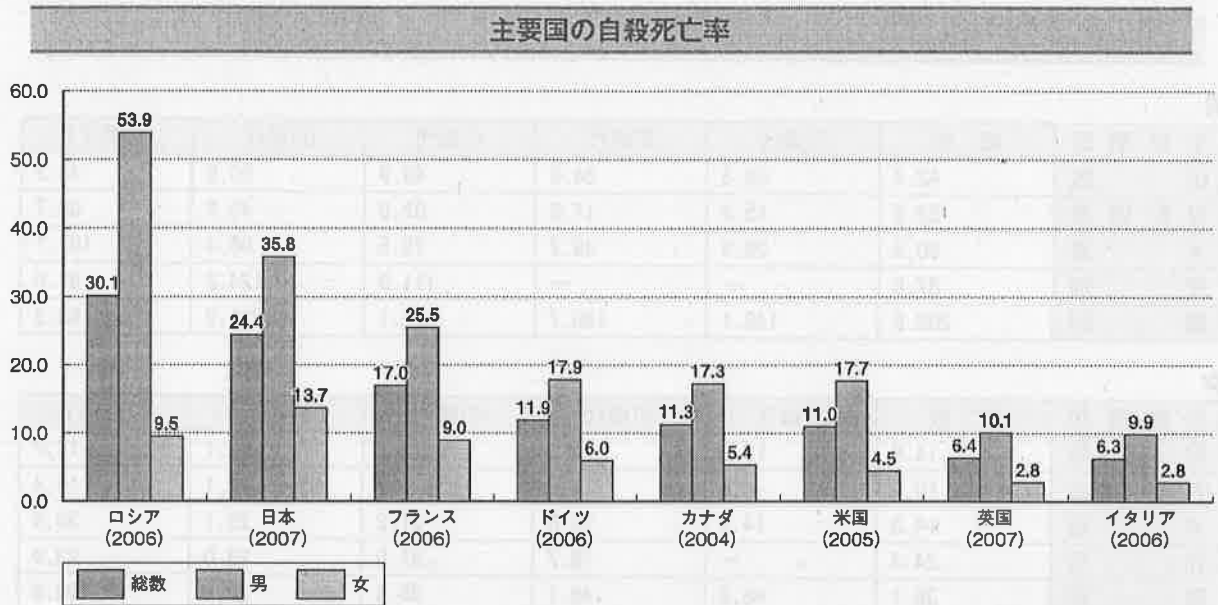
平成21年における自殺未遂歴の有無別自殺者数の割合



資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

14 外国人の自殺の状況

○我が国における自殺死亡率は男女ともに主要国の中でも高い水準にある。



特集

自殺対策強化のための基礎資料（特集1）

平成22年3月の「自殺対策強化月間」における取組の一環として、内閣府及び厚生労働省が連携・協力して地域、時期、職業、年代等毎の自殺の状況を分析した「自殺対策強化のための基礎資料」を公表した。以下では、公表した「自殺対策強化のための基礎資料」の概要を紹介する。

○月別・曜日別にみた自殺者数

自殺者数は、月別では3月、曜日別では月曜日が最も多くなっている。月別かつ曜日別の一日平均自殺者数について平成16年から20年までの5年間の平均をみると、「3月の月曜日」が最も多くなっており、最も自殺者数が少ない「12月の土曜日」が「3月の月曜日」よりも4割も少なくなっている。

月別・曜日別の一日平均自殺者数

降順				昇順			
順位	月	曜日	平均人数	順位	月	曜日	平均人数
1	3月	月	105.3	1	12月	土	63.1
2	5月	月	101.3	2	2月	土	66.1
3	6月	月	98.6	3	8月	土	67.1
4	3月	火	97.9	4	12月	日	67.7
5	4月	月	97.9	5	11月	土	67.7
6	3月	水	96.7	6	1月	土	69.6
7	10月	月	95.7	7	1月	日	70.1
8	2月	月	93.2	8	9月	日	70.5
9	4月	火	92.5	9	9月	土	70.6
10	6月	火	91.6	10	8月	日	70.7
10	11月	月	91.6				

資料：厚生労働省「人口動態統計」

○日付別にみた自殺者数

日付別の一日平均自殺者数について平成16年から20年までの5年間の平均をみると、「3月1日」が最も多くなっており、最も少ない「12月30日」が「3月1日」よりも6割も少なくなっている。

日付別の一日平均自殺者数

降順				昇順			
順位	月	日	平均人数	順位	月	日	平均人数
①	3月	1日	138.0人	①	12月	30日	55.2人
②	4月	1日	121.4人	②	12月	31日	57.0人
③	6月	1日	118.6人	③	12月	29日	58.0人
④	5月	31日	115.6人	④	8月	12日	58.8人
⑤	11月	1日	114.0人	④	1月	2日	58.8人
⑥	9月	1日	113.8人	⑥	12月	23日	60.2人
⑦	3月	31日	110.4人	⑦	1月	3日	61.0人
⑧	10月	1日	108.8人	⑧	8月	11日	61.4人
⑨	6月	30日	107.8人	⑨	8月	14日	62.4人
⑩	2月	1日	107.4人	⑩	11月	23日	65.2人

資料：厚生労働省「人口動態統計」

○自殺の多い日

平成16年から20年までの自殺者数が特に多かった日を見ると、「平成17年3月1日（火）」が167人で最も多くなっている。月初や月末、連休明け等の日が多くなっている。

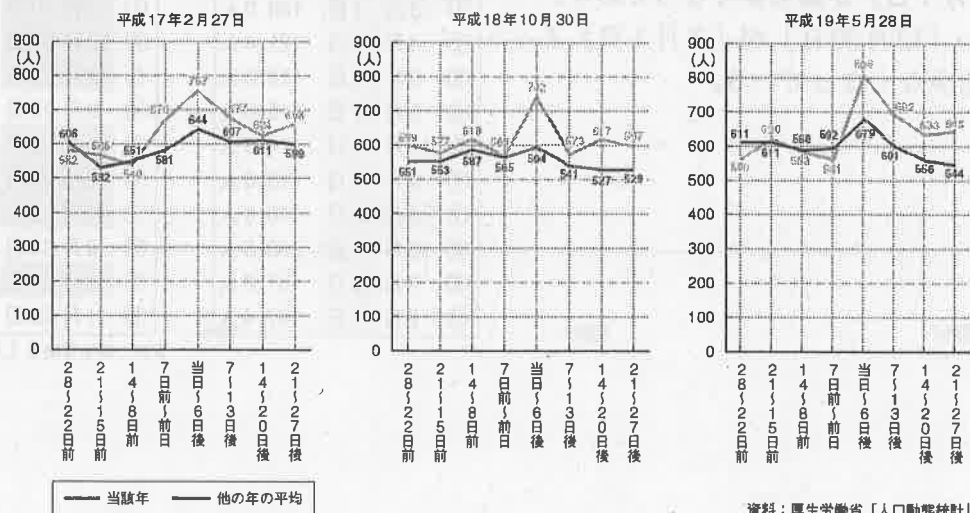
上位13位までを日付順に並べてみたところ、日付が連続するところが3か所みられた。これらの日の出来事について当時の報道で確認したところ、無理心中、いじめによる自殺、現職閣僚等の自殺など、いずれも自殺に関係する大きな事件があった直後に連続して発生していることが分かった。

自殺の特に多かった日（平成16年～20年）



また、これらの出来事の前後における自殺者数を当該年と平成16年から20年のうちそれ以外の4年の平均を比較すると、何れも当日から6日後までの自殺者数は当日以前に比べて増加していること、7日後以降は減少するが、当日以前に比べて多い傾向が見られる場合があること、などが分かった。

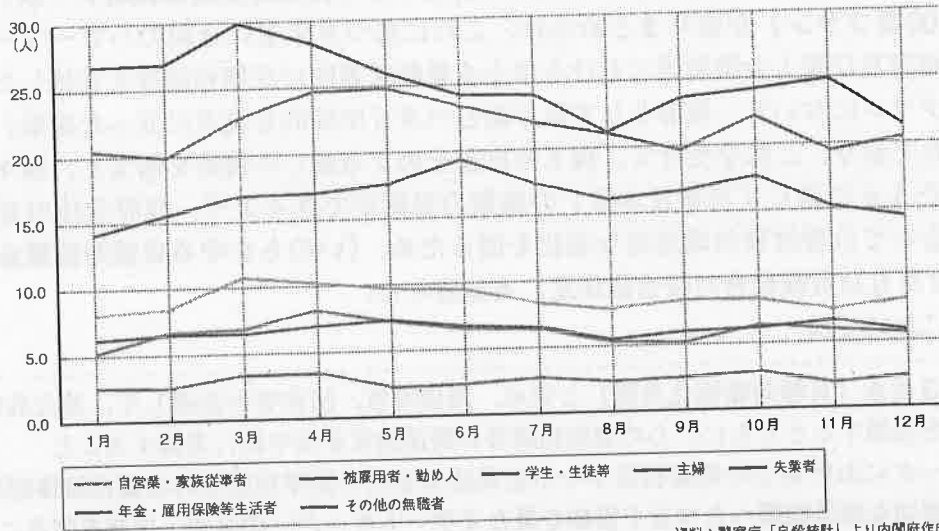
特定の事象の前後の日付での一週間当たり自殺者数



○職業別の自殺者数の月次推移

また、平成21年における職業別の一日平均自殺者数の月次推移をみると、「自営業・家族従事者」「被雇用者・勤め人」といった有職者については年度末の3月が最も多くなっている。

職業別の一日当たりの自殺者数(月次推移)



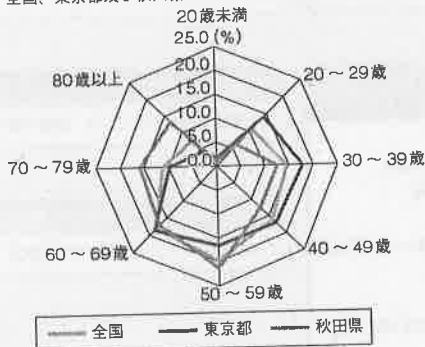
資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

○地域傾向

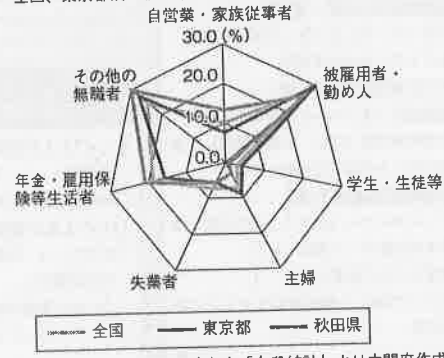
都道府県単位で最も年間自殺者数の多かった東京都と自殺死亡率の高かった秋田県を例にとり、両者と全国平均とを比較してみると、年齢構成については、東京都では「20～29歳」「30～39歳」が全体に占める割合が相対的に高いのに対し、秋田県では「50～59歳」「70～79歳」「80歳以上」の割合が相対的に高くなっている。また、職業については、東京都では「自営業・家族従事者」が全体に占める割合が相対的に低く、「被雇用者・勤め人」の割合が相対的に高いのに対し、秋田県では「自営業・家族従事者」の割合が相対的に高くなっている。

東京都と秋田県の比較

全国、東京都及び秋田県の自殺者の年代構成比(住居地)



全国、東京都及び秋田県の自殺者の職業構成比(住居地)



資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

※「特集2」において「フィンランドにおける自殺対策」、「特集3」において「地域における自殺対策プログラム」を掲載。

自殺対策の総括と「いのちを守る自殺対策緊急プラン」

平成21年11月には、年間の自殺者数が12年連続で3万人を超える状況の中、自殺対策を担当する内閣府政務三役と内閣府本府参与により構成する「自殺対策緊急戦略チーム」において「自殺対策100日プラン」が取りまとめられ、これに基づき年末に全国のハローワークにおける心の健康相談及び商工会議所等における中小企業経営者向け法律相談等を実施した。

また、同プランにおいて、政府として取り組むべき「中期的な視点に立った施策」に関する提言もなされており、これを受けて、現下の自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成22年2月5日自殺総合対策会議決定)を策定した。

同プランにおいては、

- ・新たに、3月を「自殺対策強化月間」と定め、関係府省、団体等が連携して、重点的に広報・啓発活動を展開するとともに、心の健康相談等の関連施策を集中的に実施すること
- ・ハローワークにおける心の健康相談や中小企業経営者向け法律相談等の各種相談体制の充実・強化や、適切な相談機関へとつなぐ役割を果たすゲートキーパーの育成・拡充を図ること
- ・地域の実態を踏まえたきめ細かな対策が講じられるよう自殺統計データを地域毎に詳細に分析・公表すること

等が盛り込まれており、関係府省において、取組を進めているところである。

いのちを守る自殺対策緊急プラン

<p>1. 社会全体での取組</p> <p>【普及啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自殺対策強化月間」(3月) ○地域の先進事例の普及 ○睡眠・アルコール問題 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>3. 状況分析や実態解明による効果的な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺統計データの解析・情報提供の充実 ○子どもの自殺の実態調査 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>6. 自殺未遂者への支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神科医と救急区の連携強化 ○自殺未遂者の診療等の研修 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>2. 相談・早期対応体制の充実・強化</p> <p>【相談体制の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハローワークにおける心の健康相談 ○法テラスによる法律相談 ○中小企業経営者向け相談 ○教育相談(スクールカウンセラー等) ○生活支援相談(住居、生活保護等)や農村における各種支援活動との連携 <p>【早期対応体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ゲートキーパー(かかりつけの医師、消費者相談員等)の育成・拡充 ○職場での心の健康づくり ○「生きる支援」の総合検索サイトの取組の普及 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>4. 制度・慣行の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運送保証制度等の在り方の検討 ○自殺の要因の背景にある制度・慣行の把握 	<p>7. 自殺者の遺族への支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺族支援の優良事例の普及 ○自死遺族ケアの充実 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>5. ハイリスク地・ハイリスク者への重点的な対策</p> <p>【ハイリスク地対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鉄道駅ホーム・高層建築物対策 ○自殺多発地域の取組の把握 <p>【ハイリスク者対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アルコール・薬物依存者等への支援関係者の資質向上 ○うつ病の診療技術の向上 ○インターネット上の自殺関連情報対策 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>8. 推進体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内閣府の総合対策センター機能の強化 	<p>9. ワンストップ総合相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事例調査による総合相談体制の推進

第2章

自殺対策の基本的な枠組みと動向

自殺対策基本法は、自殺対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。

平成19年6月8日、自殺対策基本法に基づく政府の推進すべき自殺対策の指針として、自殺総合対策大綱が閣議決定された。自殺総合対策大綱は、我が国の自殺をめぐる現状を整理するとともに、〈自殺は追い込まれた末の死〉〈自殺は防ぐことができる〉〈自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している〉という自殺に対する三つの基本的な認識を示している。また、自殺対策基本法第2条の四つの基本理念及び自殺総合対策の在り方検討会の報告書を踏まえ、自殺対策を進める上での六つの基本的考え方を示すとともに、世代ごとの特徴を踏まえた自殺対策を推進する必要があることから、青少年（30歳未満）、中高年（30歳～64歳）、高齢者（65歳以上）の三世代に分けて、各世代の自殺の特徴と取り組むべき自殺対策の方向を示している。

また、当面、特に集中的に取り組むべきものとして、自殺対策基本法の九つの基本的施策に沿って、9項目について48の施策を設定している。

〈自殺総合対策大綱の概要〉

<p>現状と基本認識</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成10年に、自殺者数が3万人を超え、以後、高い水準で推移 欧米の先進諸国と比較しても高い水準 ○世代別の自殺の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・将来ある子どもの自殺や20代、30代のインターネット自殺が問題化。 ・心理的、社会的負担の大きい中高年男性が自殺者急増の主要因 ・高齢者は、健康問題に加え、介護、看病疲れも課題 	<p>(基本認識)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇自殺は追い込まれた末の死 <ul style="list-style-type: none"> ・多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死 ・自殺者の多くは、自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患 ◇自殺は防ぐことができる <ul style="list-style-type: none"> ・制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組とうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により予防が可能 ◇自殺を考えている人はサインを発している <ul style="list-style-type: none"> ・家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくことが課題
<p>基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会的要因も踏まえ総合的に取り組む <ul style="list-style-type: none"> ・働き方の見直しや再チャレンジが可能な社会の構築、失業、多重債務等の相談支援体制の整備 ・うつ病の早期発見、早期治療 ・命の大切さの理解を深めるとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組 ・マスメディアの自主的な取組への期待 ○国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む ○自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族等への事後対応に取り組む ○関係者が連携して包括的に支える ○実態解明を進める 当面、これまでの知見に基づき施策を展開 ○中長期的視点に立って、継続的に進める 	<p>当面の重点施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺の実態を明らかにする ○国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ○早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する ○心の健康づくりを進める ○適切な精神科医療を受けられるようにする ○社会的な取組で自殺を防ぐ ○自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ ○遺された人の苦痛を和らげる ○民間団体との連携を強化する <p>自殺対策の数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成28年までに、自殺死亡率を20%以上減少 ○なお、一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力 ○目標達成の場合、見直し期間にかかわらず数値目標を見直す <p>推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、地方それぞれに関係行政機関、民間団体等相互の緊密な連携・協力 ○評価見直しへの民間有識者の関与 ○5年後を目途に見直し

○自殺対策加速化プランの策定と自殺総合対策大綱の見直し

平成10年以降、自殺者数は10年連続して3万人を超える事態が続いたことに加え、平成20年に入ってからは、インターネット情報に基づく硫化水素による自殺が群発し、事案によっては家族や近隣住民にまで被害が生じるなど社会問題化していた。

これを受けて、平成20年10月31日、自殺総合対策会議において、自殺総合対策大綱の策定後1年間のフォローアップ結果等も踏まえて、自殺対策の一層の推進を図るために、当面、強化し、加速化していくべき施策を、自殺対策加速化プランとして決定した。

自殺対策加速化プラン

1. 自殺の実態を明らかにする

<情報提供体制の充実>

- 自殺統計に係るデータの分析・提供
- <既存資料の利活用の促進>
- 自殺統計原票への調査項目追加を検討

4. 適切な精神科医療を受けられるようにする

<うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進>

- うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の調査研究を推進、継続的な治療・援助を行う体制を整備、自助活動への支援等を実施
- 精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、早期発見、早期介入のための取組を推進

6. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

<救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実>

- 心理的ケアを中心に関係者研修を実施
- 自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

<児童生徒の自殺予防に資する教育の実施>

- 教職員向けのマニュアルの作成を加速
- 情報教育に関する手引きの作成
- 生命を尊重する心を育む教育を普及

5. 社会的な取組で自殺を防ぐ

<地域における相談体制の充実>

- 精神保健福祉センター等と関係機関の連携強化による相談体制の充実
- 公的電話相談事業の統一ダイヤルを推進
- <危険な場所、薬品等の規制等>
- 販売事業者に対する注意喚起等の実施
- <インターネット上の自殺関連情報対策の推進>
- 第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示・誘引する情報について削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組に対する支援
- 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル案項の見直し
- インターネット上の違法・有害情報の検出を行うための技術開発を推進
- 青少年へのフィルタリング普及やインターネットの適切な利用に関する教育の推進等
- <インターネット上の自殺予告事案への対応等>
- 検索サイト管理者との意見交換等の実施

7. 遺された人の苦痛を和らげる

<自殺者の遺族のための自助グループの運営支援>

- 遺族の集いの開催に対する支援の実施

3. 心の健康づくりを進める

<職場におけるメンタルヘルス対策の推進>

- 専門家派遣や担当者の育成等を実施
- 産業医と地域保健等との連携による円滑な職場復帰支援の推進
- <地域における心の健康づくり推進体制の整備>
- 地方公共団体等に対する研修の実施
- 精神保健福祉センターで復職相談を実施

8. 民間団体との連携を強化する

<地域における連携体制の確立>

- 先駆的な民間団体に対する支援の充実
- ネットワーク構築のための取組を促進

9. 推進体制等の充実

<国における推進体制>

- 特異事案の発生等の通報体制の整備及び緊急連絡会議の開催
- <地域における連携・協力の確保>
- 市町村に自殺対策担当部局が設置されるよう、働きかけ

○地域自殺対策緊急強化基金

内閣府では、平成21年度補正予算において、100億円の予算を計上し、「地域における自殺対策力」を強化するため、都道府県に当面の3年間の対策に係る「地域自殺対策緊急強化基金」を造成した。これは、平成10年以降、年間の自殺者数が11年連続3万人を超えたことと、厳しい経済情勢を踏まえ、自殺の社会的要因である失業や倒産、多重債務問題の深刻化への懸念から、追い込まれた人に対するセーフティーネットの一環として、地域における自殺対策の強化が喫緊の課題となっていたことを踏まえたものである。